

鹿屋市立祓川小学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止等に関わる基本理念

いじめは、子供の人権に関わる重大な問題であり、全ての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものと定義されている。

3 いじめ防止等のための対策となる基本事項

(1) いじめの防止

(いじめの禁止)第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高める必要がある。具体的には、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する必要がある。また、ささいな兆候であっても、いじめは軽微なものが徐々に深刻化していくこともあることから、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを軽視することなく積極的にいじめを認知することが必要である。

(3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。これに関連して、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得るという認識をもたなければならない。「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、想起に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあり、直ちに警察に通報することが必要なものなどが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のもとで、想起に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

(4) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットトラブルも含む。)が止んでいる状態が少なくとも3か月の期間継続していること。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害児童・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時期において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。また、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、該当いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

(5) 教職員の資質の向上

学校におけるいじめ問題の解決のためには、一人一人の教職員の力量に期待するところが極めて大きい。そのため、教職員がいじめの問題や「見つめる」「思いをめぐらす」「向き合う」といった子供に関わるための基本的な姿勢について正しい共通認識をもち、適切な対処が行われるよう、教職員研修等を通して、いじめの問題への対処の在り方等について、理解を深めておくことが必要である。また、特定の教職員のみで対応するのではなく、学校における組織的な対応を可能にする体制整備が必要である。

(6) 地域や家庭、関係機関との連携

児童の健やかな成長を促すためには、社会全体で児童を見守り、学校関係者と地域、家庭とが連携していくことが必要である。

例えば、PTAや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめ問題について協議する機会を設けるなど、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進することが必要である。

また、いじめの早期発見のため、家庭生活における小さな変化を把握することや、いじめを行った児童に対して根気強く毅然とした指導を継続して行っていくためには、保護者の理解・協力が不可欠であり、そのための十分な連携が求められる。

いじめの問題への対応において、学校が、いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関(警察、児童相談所、医療機関、法務局等)との適切な連携が必要である。そのため、平素から、学校や学校の設置者と関係機関の担当者の窓口交換や情報共有体制を構築しておくことが必要である。

4 いじめ防止に関する対処

【学校教育目標】
心豊かで よく学び たくましく生きぬく祓川っ子の育成

家庭・地域との連携
○ 意識を高めるための全PTA会員との連携
○ 担任と保護者の連携で早期発見の態勢づくり
○ 広報活動による家庭・地域からの情報収集

【いじめ防止推進委員会】

目的
本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめに対する措置を示すとともに、年間の取組を検証し、改善策を示す。また、いじめが起こった際は、その原因について分析し、早期解決を図るための対応策を検討実施し、再発防止策まで策定する。

組織構成
【通常】校長、教頭、生徒指導係、関係担任、養護教諭
【拡大】PTA会長、町内会長、児童民生委員、スクールガード、その他必要に応じて関係者及び外部専門家

関係機関等との連携
県・地区・市の状況を把握し、事業への協力を求める。
・児童相談所
・福祉事務所
・市役所福祉課
・鹿屋警察署
・人権擁護委員
・児童民生委員
・鹿屋中学校との連携

○ 人権尊重教育の推進による「いじめや差別は絶対に許されない」という土壌をつくる。
○ 異学年・同学年の特別活動による望ましい人間関係の構築
・一日遠足、運動会、縦割り掃除活動等・「いじめ問題」に関する児童会としての取組を行う。
○ 児童会による「ニコニコ友だち集会」への取組
・学級宣言・学級の歌・作文等
○ 小中連携における生徒指導部会での情報交換を学校評議員へのいじめに係る状況対策等の報告、議論

【いじめの未然防止】

教職員の取組
いじめを許さない、学級・学校全体の人間関係づくり、人間関係を構築する能力の育成、道徳教育の充実、自己有用感をもてる学級経営、いじめ問題を考える週間の充実

児童の取組
学級活動における話合いの充実、児童会の取組(にこにこ友だち集会)

保護者の取組
子どもとの会話で、いじめをしない・許さない気持ちの醸成

○ 生徒指導部を中心とした体制の強化
・心の教育推進委員会
・SC等との連携及びケース会議の実施
・学校ネットパトロール事業検索結果の活用
○ 職員研修の充実
・事例研修や啓発資料の活用
○ 教育相談体制の強化
・全児童(年3回)
・全保護者(7月)
・対象児童及び保護者(随時)

【いじめの早期発見】

教職員の取組
・日々の児童観察(毎日の児童支援連絡会での情報交換・共通理解)
・アンケート調査や結果分析(情報の共有)・日記や連絡帳での情報収集
・教育相談の実施、相談窓口の周知及び児童が相談しやすい体制づくり

児童の取組
・全児童が、いじめを受けたり・見たり・聞いたりしたら担任や学校職員、保護者へ相談

保護者の取組
・家庭での様子を観察し、地域・学校と連携して児童を見守り、異変に気付いたら担任・学校へ情報提供

【いじめに対する措置】

教職員の取組 ※児童の安全確保
・正確な実態把握(個別の聞き取り・記録, 正確な事案把握)
・指導体制, 指導方針決定(いじめ対策推進委員会の招集と適切な役割分担, 教育委員会・関係機関との連絡調整)

児童の取組
・児童への指導・支援(いじめられた児童の保護, いじめた児童への人権意識の確立)

保護者の取組
・保護者との連携(いじめ事案解消のための具体的な対策の説明)
・いじめ発生後の対応(継続的な指導・支援・PTSD等へのケア)

【年間計画】

月	生活目標	計画及び評価	実態把握等	各教科・道徳・特別活動	児童活動	情報モラル関連	教育相談	職員研修
4	いじめについて正しい理解	年間の活動計画の検討 アンケートの作成・実施	学校生活アンケート	「いじめ問題を考える週間」の実施	あいさつ運動(通年)	各教科における年間指導計画の確認	家庭訪問	心の教育推進委員会
5	正しい言葉遣い	アンケートの分析及び結果の共通理解と個別の対応		一日遠足, 集団宿泊学習, 修学旅行	振り返りカード(通年)	7つの約束の確認(PTA)		
6	友達と仲よく	アンケートを受けての個別の対応	いじめアンケート実施(校内)	人権学習(学活・総合)	にこにこ友だち集会	ネットモラルの授業(3年生以上1時間設定)	教育相談(児童)	
7	1学期の反省							
8	命を大切に						教育相談(保護者)	人権同和教育
9	集団のきまり・時間を守る		学校生活アンケート	「いじめ問題を考える週間」の実施				心の教育推進委員会
10	感動の一冊を	アンケートの分析及び結果の共通理解と個別の対応						
11	自分の意見をはっきりと	アンケートを受けての個別の対応	いじめアンケート実施(校内)	人権学習(学活・総合)				
12	2学期の反省							
1	一年の誓い		学校生活アンケート	「いじめ問題を考える週間」の実施				心の教育推進委員会
2	心をこめてありがとう	いじめアンケート実施(校内)個別の対応	いじめアンケート実施(校内)	人権学習(学活・総合)	にこにこ友だち集会			人権同和教育
3	一年間の反省と全児童賞賛	取り組みの検証, 次年度活動計画作成		お別れ遠足				